

お知らせ版

令和 2 年
4 月 15 日
発行

編集・発行
桑折町総合政策課

内 容

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な人へ 徴収猶予の「特例制度」
- ・施設臨時休館のお知らせ
- ・こくほだより
- ・農業委員会だより
- ・第11回戦没者などの遺族に対する特別弔慰金乳幼児健診のお知らせ
- ・その空家、そのままでいいですか？空家等除却工事補助事業
- ・内部被ばく検査実施（ホールボディカウンタ）
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した悪質商法に注意！

～ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な人へ ～ 徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルス感染症に納税者（家族を含む）が罹患した場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった場合は、最長 1 年間、町税の徴収の猶予を受けることができますようになります。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません（徴収の猶予：地方税法第 15 条）。また、町税などを一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度がありますので、税務住民課にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第 15 条の 6）。
※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて、計画的に納付していただくことも可能です。

■対象者

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わない）が対象です。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね 20% 以上減少していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

※「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金などを考慮し対応。

■対象となる町税

- ・令和 2 年 2 月 1 日から同 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する、個人住民税・法人住民税・固定資産税など、ほぼすべての税目が対象です。
- ・上記のうち、既に納期限が過ぎている未納の町税についても、遡ってこの特例を利用できます。

■申請手続きなど

- ・関係法令の施行から 2 か月後、または納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

※本特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。

- ・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが提出が難しい場合は口頭で伺います。

◎徴収の猶予の具体例

【ケース 1】災害により財産に相当な損失が生じた場合

…新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース 2】本人または家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合

…納税者本人または生計を同じにする家族が病気にかかった場合

【ケース 3】事業を廃止、または休止した場合

…納税者が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

【ケース 4】事業に著しい損失を受けた場合

…納税者が営む事業について、利益の減少などにより、著しい損失を受けた場合

「国税の猶予制度」については
福島税務署（徴収担当）

☎ 534-3121 にご相談ください。

固税務住民課 収納係 ☎ 582-2114

施設臨時閉館のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設を臨時閉館します。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

■臨時閉館日時

4 月 11 日 土 日から当面の間

■対象施設

イコーゼ！（プール、屋内遊び場、ス

タジコ等館内すべて）、町民体育館、町民運動場、桑折テニスコート、各地区公民館（桑折・睦合・伊達崎・半田）、文化記念館（旧伊達郡役所・種徳美術館）

◎中央公民館分室「よも～よ」について
図書の貸し出し、返却のみ対応します。

固生涯学習課 ☎ 582-3129

「国保脳ドック」助成の申し込みは、5月14日(木)です

国保の被保険者の皆さんを対象に、脳ドック検診の費用を一部助成します。ただし、人間ドックの助成を受ける人は、申請できません。

■対象者 下記の全てに当てはまる人が対象です。

- ・令和2年4月1日現在国保被保険者
(年度内に国保の資格が喪失する人は申し込みできません)
- ・基準日年齢 40歳から74歳で今年度偶数歳
(令和3年3月31日現在満年齢が偶数歳)
(例：昭和55年4月1日～昭和56年3月31日
生まれ…40歳、昭和21年4月1日～昭和22年
3月31日生まれ…74歳)
- ・前年度までの国保税を完納した世帯に属する人

■募集人数 50人

■場所 公立藤田総合病院

■期日 6月～12月の午後に実施

■内容 MRI(磁気共鳴画像)

■費用 個人負担額 8,000円

(検査料 16,000円 うち国保負担 8,000円)

■申し込み

国民健康保険証をお持ちの上、申し込んでください。

○受付日 5月14日(木) 9:00～17:00

○場所 保健福祉センター(やすらぎ園)

○持ち物 現在有効な国民健康保険被保険者証

- ・電話での申し込みは受付できません。
- ・原則として本人がお越しください。
- ・個人負担金は申し込み当日に持参する必要はありません。

■注意事項

※国民健康保険の被保険者でなくなったときは受診できません。

※国保脳ドックをキャンセルする場合は、健康福祉課国保係までご連絡ください。

■申し込み・問い合わせ

健康福祉課 国保係 ☎ 582-1134

「人間ドック」の受付を開始します

国保・後期高齢の被保険者の皆さんを対象とした「人間ドック」の受付を右記のとおり行います。

詳しくは、4月1日発行の広報こおり「お知らせ版」をご覧ください。

詳しくは
こちら



■受付日時 4月16日(木)から18日(土)、4月20日(月)から22日(水) 9:00～12:00

■受付場所 保健福祉センター「やすらぎ園」

■持ち物 国保・後期高齢の被保険者証

■申し込み・問い合わせ

健康福祉課 国保係 ☎ 582-1134

国民健康保険の手続きはお済みですか？

◆勤務先の健康保険(社会保険)に加入したとき、国保の資格喪失手続きが必要です

■持ち物

- 勤務先の健康保険(社会保険)に加入したとき
勤務先で加入した健康保険証、国保の保険証、印鑑
- 勤務先の健康保険(社会保険)から抜けたとき
加入していた社会保険から抜けた証明書(社会保険資格喪失証明書など)、印鑑

◆進学で引っ越した場合は、国保に引き続き加入できます

国保加入者で、大学や専門学校に進学するため桑折町から引っ越した人に、学生用の国民健康保険被保険者証(マル学被保険者証)を交付します。

■持ち物

在学証明書(4月1日以降に在学していることが確認できるもの)、引っ越した本人の国保保険証、印鑑

■注意事項

※学校を卒業すると「マル学被保険者証」は使用できませんので、必ず返還してください。また、卒業してからでも国保を継続する場合は、マル学非該当の手続きを行った上で、現在住んでいる市区町村での手続きが必要です。

※マル学被保険者証発行の手続きは、毎年必要です。自動では更新されませんので、注意してください。

※社会保険に加入した場合は、国保の資格喪失手続きが必要です。

～ 問い合わせ ～

◆国保の取得・喪失、マル学の手続きについて
役場 税務住民課 住民係 ☎ 582-2114

◆国民健康保険の制度について
保健福祉センター「やすらぎ園」内
健康福祉課 国保係 ☎ 582-1134

農業従事者など、皆さんの意見をお寄せください

農業従事者の減少や農業従事者の高齢化が進む中、遊休農地（荒廃農地）解消、新規参入の促進、担い手への農地利用集積などの活動が地域の農業振興を図るうえでとても重要となっています。

農業委員会では、毎年、これらの活動についての目標を定め、その達成に向けた活動計画を策定しています。また、前年度の目標と活動の点検・評価を行い、当該年度の活動に活かすようにしています。

本年度も「平成31年度の目標及びその達成に向け

た活動の点検・評価（案）」および「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を公表し、地域の農業者など、皆さんの意見を募集します。

その結果を参考に再検討しますので、ご意見のある人は、農業委員会事務局までお寄せください。

■募集期間

4月20日（月）～5月8日（金）

◎計画の詳細は、農業委員会事務局で縦覧できます。

平成31年度 活動の点検・評価（案）概要版

■遊休農地の解消	
当初	35.3ha（平成31年3月現在）
目標	3.5ha
実績	0ha
■農地の利用状況調査	
実績	実施時期：8～9月 調査員数：22人 町内全域を目視にて確認。農地利用最適化推進委員・農業委員の担当区域を定め、調査を実施。
■新規参入の促進	
目標	2経営体
実績	1経営体
■担い手への農地の利用集積	
当初	382ha（平成31年3月現在）
目標	13ha
実績	14ha
活動	担当区域の委員が農家を訪問し、営農状況・意向調査を実施。翌年における耕作規模の増減などの意向を確認し、農地の利用状況調査結果と合わせ、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行った。
■違反転用への対応	
活動	違反転用について法令違反であることを町広報などで周知する。また、違反転用を未然に防ぐため農地パトロールを継続的に実施した。

令和2年度 活動計画（案）概要版

■遊休農地の解消	
当初	36.7ha（令和2年3月現在）
目標	3.6ha
■農地の利用状況調査	
内容	実施時期：8～9月 調査員数：22人
方法	町内全域を目視にて確認。農地利用最適化推進委員・農業委員の担当区域を定め、調査を行う。
■新規参入の促進	
目標	2経営体
■担い手への農地の利用集積	
当初	396ha（令和2年3月現在）
目標	14ha
活動	継続して、営農状況・意向調査を実施し、今後の耕作規模の増減などの希望を確認の上、利用権設定・売買を促進し、担い手へ集積する。毎年7、11、3月に行う農業経営基盤強化促進法による利用権設定に向けて、円滑な集積ができるようあっせんを進める。町の「恵みの農地再生事業」の活用により、遊休農地を再生し、利用権設定を行い集積化する。
■違反転用への対応	
活動	違反転用について法令違反であることを町広報などで周知する。また、違反転用を未然に防ぐため農地パトロールを継続的に実施する。

第11回戦没者などの遺族に対する特別弔慰金

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料等」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者などの妻や父母など）がいない場合、次の順番による先順位の遺族一人に支給されます。

- ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ②戦没者などの子
- ③戦没者などの（1）父母（2）孫（3）祖父母（4）兄弟姉妹

- ④①～③以外の戦没者などの三親等以内の親族（甥、姪など）

■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債となります。

■請求期間 令和5年3月31日まで

※この期間中に請求されない場合、請求権は時効により消滅します。

■請求窓口・問い合わせ

健康福祉課 福祉係 ☎582-1133

乳幼児健診のお知らせ

乳幼児健診について、次の新型コロナウイルス感染症対策をした上で実施します。

■町での対策

- ①手指消毒を徹底します。
- ②マスクを着用します。
- ③健診機材、室内設備などのアルコール消毒をこまめに行い感染予防策を講じます。
- ④換気をします。
- ⑤健診事業の時間短縮を図ります。

■保護者の皆さんにお願いしたいこと

- ①可能な限り、保護者のマスクの着用をお願いします。
- ②健診当日は、家を出る前に来所予定者全員の体温測定をお願いします。
- ※ 37.5 度以上の発熱および呼吸器症状など体調不良がある場合は、受診を控え、必ず下記に連絡してください。
- ③手指消毒のご協力をお願いします。
- ④きょうだいや祖父母の付き添いはできるだけ控えてください。

新型コロナウイルス感染症の流行状況によって、日程が変更になる場合があります。その場合は、対象者に個別に連絡します。

健診内容	月 日	受付時間	対象者	対象保護者向け
4 か月児健診	5 月 14 日(木)	13:15 ~ 13:30	R1.12 月生まれ	インボディ測定*1 尿検査*2 歯科検診*3
	6 月 2 日(火)		R2.1 月生まれ	
7 か月児健診	5 月 14 日(木)	13:00 ~ 13:15	R1.9 月生まれ	
	6 月 2 日(火)		R1.10 月生まれ	
10.11 か月児健診	4 月 16 日(木)	13:00 ~ 13:30	H31.4 月～ R1.5 月生まれ	インボディ測定*1 尿検査*2 歯科検診*3
	6 月 23 日(火)		R1.6 ~ 7 月生まれ	
1 歳 6 か月児健診	5 月 19 日(火)	13:00 ~ 13:30	H30.7 ~ 10 月生まれ	
3 歳 6 か月児健診	6 月 16 日(火)	個人通知に記入	H28.7 ~ 9 月生まれ	

* 1 乳幼児健診対象児の保護者全員に、インボディ（体組成計）測定を実施します。（ペースメーカー埋め込み者、妊婦を除く）

* 2 7 か月児健康診査対象乳児の保護者に、尿中塩分測定検査を案内・実施しています。

* 3 1 歳 6 か月児健康診査対象幼児の保護者に、歯科検診を実施しています。

■場所・問い合わせ 子育て世代包括支援センター「すくすく」（「やすらぎ園」内） ☎ 582-6045

内部被ばく検査実施 (ホールボディカウンタ)

■検査実施日 5 月 7 日(木)、15 日(金)

■検査受付時間 10:00 ~ 16:00

■検査場所 保健福祉センター「やすらぎ園」

■予約先・問い合わせ

健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133

◎前日までに、電話予約をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に 便乗した悪質商法に注意！

新型コロナウイルス感染症に関連した相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。おかしいと思った時は、下記にご相談ください。
 岡福島消費生活センター（福島市中町 8-2 自治会館 1 階） ☎ 521-0999 【電話相談】 月～金：9:00～18:30、毎月第 4 日曜：9:00～16:30
 【来庁相談】 月～金：9:00～17:00

その空家、 そのままでもいいですか？ ～ 空家等除却工事補助事業 ～

町では、空家などによる周囲の生活環境への影響を防ぐため、空家などの除却工事を実施する人に対して、補助金を交付します。

■補助金の対象者

空家などの所有者またはその相続人

■対象となる工事

町内にある空家などの除却工事

※町内の業者による施工工事に限ります。

■補助金額 除却工事費用の 2 分の 1 以内
【補助金の限度額】

- ・市街化区域内・・・30 万円
- ・市街化調整区域内・・・15 万円

■募集方法 先着順

※予算額に達した時点で、受付を終了します。

■申込先・問い合わせ

まちづくり推進課

土地開発係

☎ 582-2124

